主 対

原判決を破棄する。 被告人を懲役六月に処する。

この裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予する。

押収にかかる包丁(昭和三七年押第一〇五号の一)を没収する。 理 由

本件控訴の趣意は、札幌高等検察庁検察官西田隆提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁護人林信一提出の答弁書記載のとおりであるから、いずれもここに引用する。

(2) 原判決は、被告人が包丁を取り出した時期をAから殴打された後と認定しているが、この点は、被告人が殴打されたという位置より包丁のあつた場所までの間隔(約一米三〇。当審検証調書)や被告人の供述の変遷に徴すれば、被告人の検察官に対する供述、したがつて(1)に認定したところがむしろ真相と考えられる。

マ、原判決は、被告人はAから殴打されて狼狽の余り、このままでは自分が殺傷されるかも知れないし、中にはいつて来られて金庫をあけられた人の検察官に対とれては大変だと考えて恐怖にかられたと認定しており、被告人の検察官に対の供述にはよくこれにそう部分があるが、後書者らにはの無いであるがあると、しかし、その他の前掲諸証拠を総合すると、被害者には前悪の代金のような粗暴な言動があつたとはいえ、それとても結局におい場合においる場合、又は自己である。このは、とまで予想したというのは、金庫から金を思れ、特人達であるであれることと前記包丁を取り出した際の心境等を併せ考えると、被告人にある程度の恐怖、狼狽の念が存しないではなかつたにしる併せ考えるが本に入る程度の恐怖、狼狽の念が存しないではなかったにも、できてある。

したがつて、当裁判所としてはこの二点において原判決と認定を異にする。 二 そこで、以上の事情の下に、被告人の所為と盗犯等の防止及処分に関する法 律第一条との関係について案〈要旨第一〉ずるに、(1)同条第一項の適用を受ける ためには当の殺傷行為が防衛行為として相当なものでなければならない〈/要旨第一〉 こと、被告人の本件所為が客観的に見て相当な程度を超えた過剰行為と目すべきこ とは原判決説示のとおりということができる。

〈要旨第二〉(2) 次に、同条第二項は、同条第一項の場合の殺傷行為が右のように防衛行為として相当な程度を超え、過剰防〈/要旨第二〉衛に当るとされるときにも適用があるというべきことも、原判決と見解を同じくする(もつとも、本件においては、被告人が右の如く過剰行為に出たについては、被告人として自己の身体に対する危険《攻撃の強度》を実在するより過大に感じ、その意味で事態の認識にお

いて若干の錯覚もあつたと見る余地がないではないが、しかしその認識したところを基準にしてもなお防衛行為としては程度を超えたものと認めうる。)。ただし、そのためには、行為者が恐怖、驚愕、興奮又は狼狽により相手を殺傷するに至つたことについて宥恕すべき事情の存することを要するものと解すべきである(大審院昭和一三年七月二九日判決、刑集一七巻六一九頁)。しかるに、原判決はこの第二項を適用することにより被告人を無罪としているので、果して右事情が存したかについて検討すべきところ、本件の始終を通覧するとき、当裁判所は次の点の存在を看過することができない。

すなわち、本件は被害者らが酔余閉店後の前記食堂におしかけ、酒を強要したことに端を発したものであること前叙のとおりである。同食堂に居残つた者のつたとは被告人のみで、被害者らを退散させるについて責任を感ぜざるをえなかる応とは理解できるけれども、被告人は長年調理士をしている説得を試みる余地は力にと認められるのに、かえつて当初からやけんか腰ではあつたとしに刺れるとした形跡がある上、もともと威嚇のために用いる意図ではあつたと出しいのには相手に対し殺傷の結果を招くおそれのある包丁をかったりはしていのに進から改ま右包丁をもつて立ち向い、その手拳による攻撃を受けとめること以上がで振り回し、かつ同人を突き刺すという積極的な反撃に出た点である。でありとはいかに興奮の余りとはいう、被告人の本件所為をもつて「宥恕すべき事情」の下になされたものとは思料しがたい。

三 このようにして被告人の所為に対し、盗犯等の防止及処分に関する法律第一条第二項の適用があるということはできない。それゆえ、これに反し被告人を無罪とした原判決は、事実を誤認したか法令の解釈適用を誤つたかの違法をおかしたものであり、これは明らかに判決に影響を及ぼすものであるから、この点に関する原判決は破棄を免れないというべきである。

ところで、控訴趣意第二点は原判示Cに対する傷害についての原判決の量刑(懲役四月、執行猶予二年)が不当である旨主張するものと解されるが(所論中原判決が無罪としたAに対する傷害の関係についても触れる部分は余事を記載したもの関係に立つものとして起訴されており、前者につき無罪を言い渡した原判決にるの関係に立つものとして起訴されており、前者につき無罪を言い渡した原判決にその部分につき前叙の如く破棄すべき理由が存する結果右両者につき統一して影にのるのを相当とするため原判決は全部破棄を免れないこととなるので(最高大会ののを相当とするため原判決は全部破棄を免れないこととなるので(最高大会に関係を表現)、一五号三四三九頁、昭和三五年(あ)第二八〇〇号同三八年一一月一二日第三小法号三四三九頁、昭和三五年(あ)第二八〇〇号同三八年一一月一二日第三小法号三九十八百号三四三九章(表述)に対する制断はこれを省略することとして、結局刑事訴訟法第三九七条により原判決の全部を破棄するとし、同法第四〇〇条但書にしたがい、次項のとおり自判する。

第二 自判の内容 (Aに対する傷害)

被告人は、昭和三六年九月一一日自己が住込みで働いていた北海道石狩郡 a 村第 b 線 c d 番地「B食堂」の西側入口わきの居室に就寝中であつたところ、午前一時 すぎ頃土工夫 A (当時一九年)、C (当時二〇年)が酔余右入口の戸のガラスを破壊して同店玄関内に侵入し、被告人の居室の板戸を蹴とばす等した上、執ように飲酒を求め、被告人の退去の要求にも耳をかさず、かえつて A において被告人の頭部を数回殴打するに至つた。そこで、被告人は、右のような A の急迫不正の侵害に対し、同人を排斥し、かつ自己の身体を防衛するため所携の包丁(昭和三七年押第一〇五号の一)を振り回し立ち向つているうち、興奮と憤激の余り防衛の程度を超え、右包丁で同人の右胸部を突き刺し、よつて同人に対し加療約八週間を要し肺損傷を伴う右胸部刺創を負わせたものである。

右についての証拠関係は、被告人の当審公判廷の供述及び当審検証調書を付加するほか、原判決挙示(一ないし一七)のとおりであるから、これを引用する。

(弁護人の主張に対する判断) 被告人のAに対する傷害の所為は正当防衛に当らない。又盗犯等の防止及処分に 関する法律第一条の適用を受けないことも前説示のとおりである。 (法令の適用)

被告人の所為(前認定のAに対する傷害の点及び原判決が適法に認定したCに対する傷害の点)は各刑法第二〇四条、罰金等臨時措置法第三条第一項に該当する

が、いずれも過剰防衛行為であるから所定刑中懲役刑を選択した上刑法第三六条第二項、第六八条第三号により各法定の減軽をなし、以上は同法第四五条前段の併合罪であるから、同法第四七条、第一〇条により重いと認めるCに対する傷害の罪に法定の加重をした刑期範囲内で処断すべきである。しかるに、本件において著書者らの非に由来するものであり、被告人の所為は過剰防衛に該当し、その他被告人の年齢、境遇、被告人に対する刑に機同である。その他被告人の年齢、境遇、被告人に対する刑の執行を指しなされていること等諸般の事情を総合するときは、被告人に対する刑の執行により、なお刑法第二五条第一項により二年間右刑の執行によりで被告人以外の者に属しないから同法第一九条第一項第二号、第二項によりたがい被告人に負担させない。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 矢部孝 裁判官 中利太郎 裁判官 萩原太郎)